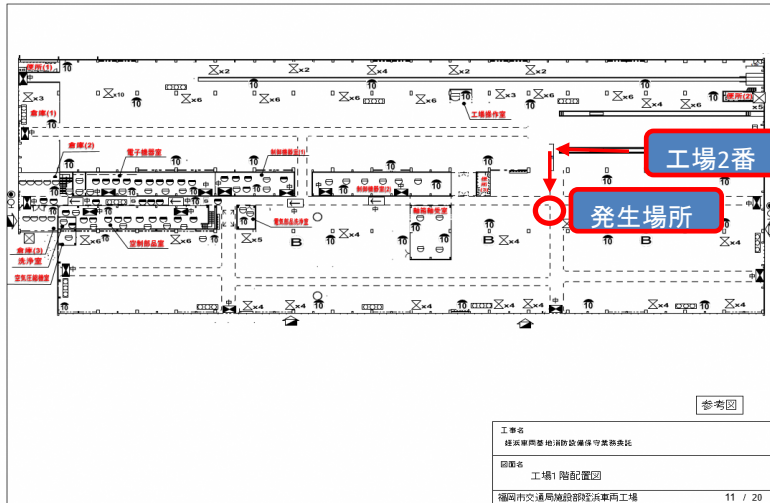


公共工事等事故情報

事故分類	労働災害	発生日時	令和3年5月26日(水曜日) 16時00分			工事関係者区分	元請け
事故区分	挟まれ・巻き込まれ	性別	男性	年齢	46	業種区分	設備
被災程度	左手打撲傷・左手甲挫創			事故レベル	I	休業見込日数	0
工事概要	車両保守業務委託						
事故概要	地下鉄車両の台車を作業員二人で押して検修場へ移動させていた際、前方にあった台車に接近したため停止させようとしたが、止まらずに前方台車と自台車先端に作業員(被災者)の左手が挟まり負傷したものの。						
事故原因	手を挟まれる可能性のある台車の先端部に手を添えていたこと。台車を停止させるための制動開始が遅れたことにより発生したもの。 また、作業責任者の了解がないまま、事前準備もなく作業に加わったことによるもの。						
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・全社員に対して当該負傷事故について周知するとともに、作業中は安全最優先を心掛け、事故の未然防止に取り組むように指導を実施する。 ・社内の安全に関する作業要領「車両安全作業要領」に対策項目の追加を行い、確実に実施することにより不注意による事故防止を図る。 ・台車を人力で搬送する場合には、停止位置手前1m程度で一旦停止し、その後、慎重に停止位置に合わせる。 ・作業責任者は、作業の途中から参加する作業員には、注意事項等の安全指導を確実に行う。 ・万一の場合に備え、台車先端部に注意喚起及び手挟み時の衝撃緩和のための緩衝材を取付ける。 						

事故状況図



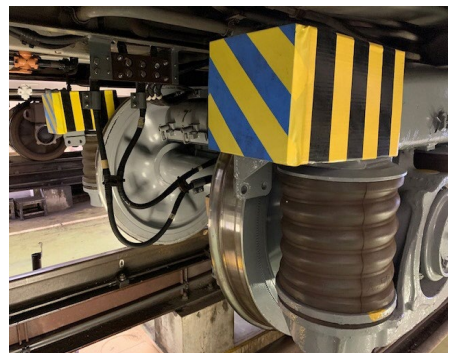
改善状況図

社内 車両安全作業要領 抜粋

- (共同作業・臨時作業での注意)
- 第46条 作業員は、共同作業、臨時作業、危険作業又は他の作業との並行作業を行うときは、次の各号に定めることにより安全にしなければならない。
- (1) 相互に連絡し合い、確認したる作業を絶対にしないこと。
 - (2) 作業中に作業内容を変更する必要がある場合は、相互によく打合せて行うこと。
 - (3) 作業責任者を明確にするため、腕章を装着すること。
 - (4) 必ず作業前ミーティングを行い、KYT等で作業内容・作業工程・危険箇所等を作業員全員で共有すること。
 - (5) 新たに作業を行う場合は、必ずKYTを行い危険な箇所や事故等のリスクを共有すること。
 - (6) 作業の途中から参加する作業員には、注意事項等の安全指導を行うこと。ただし、慣熟した社員については、定期的な作業に限定してのみ省略することができる。
- (重機物の運搬)
- 第47条 重機物を運搬するときは、次の各号に定めるところにしなければならない。
- (1) 6人で行う場合は、安全を確認してから行うこと。
 - (2) 運搬する重機物の重機物等とは、事前に打合せておくこと。
 - (3) 重機物の上には、クレーン、フォークリフト等を使用するかは共同作業で行うこと。
 - (4) 5人以上、でない運搬するときは、次に掲げるようにすること。
 - (5) 運搬途中、前後、左右向きを繰り返して行うこと。
 - (6) 運搬、傾倒又は作業員の身体に重機物により負傷するときは、危険のないよう注意すること。
 - (7) てこを使用するときは、持ち上げている物品の下に手をはさまれないよう注意すること。
 - (8) てこを使用するときは、長さや太さの適切なものを必ず本に使用し、足及び手をはさまないよう注意すること。
 - (9) 無理な体勢又は身体の一部に無理な力が掛からないよう注意すること。
 - (10) 工場内で台車を人力で搬送する場合は、次に掲げるようにすること。
 - (11) 前後の両端を全自動程度(約7m) 繋げる。
 - (12) 停止させるときは、停止位置手前3m程度で一旦停止しその後、慎重に停止位置に合わせる。
 - (13) 移動時は、台車先端部に手を添えないこと。
 - (14) 万一の時は退避できるような心の注意を払って作業すること。また台車を押るるときは、ブレーキと同時に作業員がいないことを確認してから押すこと。
 - (15) 資格員は必ず確認すること。
 - (16) 搬送開始や制動時に指揮・声掛けを行うこと。



台車先端部 衝撃緩和用 緩衝材



台車に緩衝材を取付けた状態(参考)
※緩衝材は、台車単体での移送時に取付ける。
写真では、車両組上げ後の台車に緩衝材を取付けている。